

## ○胎内市高齢者運転免許自主返納等支援事業実施要綱

平成23年3月23日

告示第28号

改正 平成24年7月9日告示第95号

平成26年5月30日告示第71号

平成27年12月22日告示第140号

平成28年4月1日告示第47号

(趣旨)

第1条 この告示は、車の運転に不安のある高齢者が自主的に運転免許を返納した場合等において、日常生活の利便性を確保するため、自動車などに代わる移動手段を提供すること等の支援を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示の次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する運転免許で、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により公安委員会に対し、その者が受けたすべての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (3) 申請による運転免許の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の通知書をいう。

(支援対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき胎内市の住民基本台帳に記録されている満70歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 運転免許を自主返納し、今後再取得の意思がない者（以下「自主返納者」という。）
- (2) 運転免許証の更新を受けずに免許を失効し、今後再取得の意思がない者（以下「免許失効者」という。）

(支援内容)

第4条 市長は、前条の対象者に対し1回限り、デマンドタクシー「のれんす号」で利用することができる回数券（以下「回数券」という。）を22枚交付するものとする。

（支援の申請）

第5条 前条に規定する支援を受けようとする者は、胎内市高齢者運転免許自主返納等支援事業申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 自主返納者は、申請による運転免許の取消通知書又はその写し

(2) 免許失効者は、失効した運転免許証の写し

2 前項の申請は、運転免許を自主返納した日又は運転免許を失効した日から起算して60日以内（当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日）に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、申請できる期間を延長することができる。

（支援の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、支援の可否を決定し、胎内市運転免許自主返納等支援決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（支援の実施）

第7条 市長は、前条の規定による支援の決定を受けた者（以下「被支援者」という。）に対し、回数券を交付するものとする。

（利用の制限）

第8条 前条により交付を受けた回数券については、換金し、又は再交付することはできない。

（支援の取消し）

第9条 市長は、被支援者が虚偽その他不正な手段により支援を受けた場合は、支援を取り消すことができる。

（取消し内容）

第10条 市長は、前条の規定による支援の取消しを行った場合は、当該取消しに係る者に対し、回数券が未使用の場合は当該回数券、使用された場合は当該回数券額面相当額の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日告示第95号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年5月30日告示第71号）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の胎内市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱（平成23年告示第28号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成27年12月22日告示第140号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第47号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の胎内市緊急通報装置設置事業実施要綱、第2条の規定による改正前の胎内市高齢者及び障害者向け安心住まいる整備補助事業実施要綱、第3条の規定による改正前の胎内市住宅改修費給付事業実施要綱、第4条の規定による改正前の胎内市一時的保育事業実施要綱、第5条の規定による改正前の胎内市身体障害児（者）及び知的障害児（者）ホームヘルプサービス事業運営要綱、第6条の規定による改正前の胎内市軽度生活支援事業実施要綱、第7条の規定による改正前の胎内市成年後見制度利用支援事業実施要綱、第8条の規定による改正前の胎内市生活管理指導事業実施要綱、第9条の規定による改正前の胎内市家族介護継続支援事業実施要綱、第10条の規定による改正前の胎内市人工透析通院助成費支給要綱、第11条の規定による改正前の胎内市心身障害者扶養共済制度掛金助成事業実施要綱、第12条の規定による改正前の胎内市聴覚障害者等に対する電話ファックス等付

加使用料助成事業要綱、第13条の規定による改正前の胎内市国民健康保険被保険者資格証明書交付等取扱要綱、第14条の規定による改正前の胎内市の社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱、第15条の規定による改正前の胎内市介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等に関する要綱、第16条の規定による改正前の胎内市防犯灯設置及び補修費補助金交付要綱、第17条の規定による改正前の胎内市老人日常生活用具給付事業実施要綱、第18条の規定による改正前の胎内市障害者控除対象者認定実施要綱、第19条の規定による改正前の胎内市身体障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱、第20条の規定による改正前の胎内市身体障害者用自動車改造等助成事業実施要綱、第21条の規定による改正前の胎内市介護予防配食サービス事業実施要綱、第22条の規定による改正前の胎内市日中一時支援事業実施要綱、第23条の規定による改正前の胎内市コミュニケーション支援事業実施要綱、第24条の規定による改正前の胎内市障害者移動支援事業実施要綱、第25条の規定による改正前の胎内市地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業実施要綱、第26条の規定による改正前の胎内市訪問入浴サービス事業実施要綱、第27条の規定による改正前の胎内市障害者生活支援・生活サポート事業実施要綱、第28条の規定による改正前の胎内市ナイトケア事業実施要綱、第29条の規定による改正前の胎内市更生訓練費支給要綱、第30条の規定による改正前の胎内市就労継続支援施設等通所交通費助成要綱、第31条の規定による改正前の胎内市延長保育実施要綱、第32条の規定による改正前の胎内市高齢者運転免許自主返納等支援事業実施要綱、第33条の規定による改正前の胎内市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い実施要綱、第34条の規定による改正前の胎内市介護保険福祉用具購入費受領委任払い実施要綱、第35条の規定による改正前の胎内市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱、第36条の規定による改正前の胎内市予防接種健康被害救済支援事業実施要綱、第37条の規定による改正前の胎内市未熟児養育医療事務取扱要領、第38条の規定による改正前の胎内市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱、第39条の規定による改正前の胎内市自主防災組織育成事業補助金交付要綱、第40条の規定による改正前の胎内市狩猟免許取得事業補助金交付要綱、第41条の規定による改正前の胎内市精神障害者保健福祉手帳交付実施要領、第42条の規定による改正前の胎内市住居確保給付金事業実施要綱及び第43条の規定による改正前の胎内市家庭的保育事業

等の認可に関する要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、  
所要の修正を加え、なお使用することができる。